

金融商品の開示を中心とする動向

田 中 恒 夫

- 〈目 次〉
- 1 はじめに
 - 2 金融商品の定義
 - 3 金融商品の開示 (FASB 及び IAS)
 - (1) 金融商品の全般に係る開示
 - (2) リスクの開示
 - (3) 公正価値に関する開示
 - (4) 負債証券及び持分証券への投資の会計
 - 4 FASB ディリバティップ会計基準の改訂案
 - (1) 金融商品の定義
 - (2) ディリバティップの認識とディリバティップ及びヘッジ対象項目の測定
 - (3) ヘッジ会計
 - (4) 開 示
 - (5) 改廃される基準書
 - 5 FASB の金融商品問題への最近の対応
 - (1) 包括利益の制度化
 - (2) 金融商品の認識と除去
 - (3) その他
 - 6 わが国の金融商品問題への対応
 - (1) 金融機関等への時価基準の導入
 - (2) 時価情報の開示
 - (3) 今後の対応

1 はじめに

近年、デイリバティブ取引をめぐってはいくつかの事故が報告されてい⁽¹⁾る。

こうした取引は、近年の為替、金利、株価等の価格変動のリスク増大に対応して、それらのリスクを回避する手法として開発され急速に普及発展してきたものである。しかし、これらの手法は、かなり専門的であり、かつ新しい手法であるために、それらに対する管理手法も十分に確立していない状況のなかで大きな事故が発生していると考えられる。

こうしたデイリバティブを含めた金融商品に対する会計基準をどのように設定すべきかをめぐって、米国、国際会計基準委員会（IASC）、わが国を含めた各国で議論が進められている。

これらの会計基準をめぐっては、まず米国において「金融商品並にオフバランス金融問題」プロジェクトとして 1986 年 5 月より FASB が調査研究を開始してきている。

そこでの基本認識は、個別的な問題毎に対応するやり方では問題に適切に対応することができないとして、金融商品問題を全体的観点から一貫したルールを確立しようとするものであった。そのために全体を三つのプロジェクトに分けて検討することとされ、それらは、①ディスクロージャー（開示問題）、②認識と測定問題、③負債と資本の区分問題、とされている。⁽²⁾

これらのプロジェクトについて、認識及び測定基準の完成を棚上げしてまず開示問題が取り上げられ、それらの成果が FAS 105 号、107 号、115 号、119 号として順次公表されてきている。これらに続いて認識・測定問題が検討され、それらに対する基準あるいは草案が本年 6 月に公表されているところである。ここで、FASB の基本的アプローチは、「基礎的金融商品アプローチ」⁽³⁾（fundamental financial instrument approach）といわれ、すべての金融商品は基礎的商品から構成され、金融商品の会計問題は複雑な金融商品を基

基礎的商品に分解することにより解決されるとする考え方を取っている。

こうした問題に対して、IASC は、当初 E40 として、金融商品の認識・測定・開示を含めた総合的な意見を 1991 年 9 月に発行し、その後各界のコメントとともに、E48 として 1994 年 1 月に再公開された。しかし、その公開草案は最終的に承認されず、とりあえず合意のなされた、開示及び表示の部分のみが IAS32 号「金融商品——開示と表示」として 1995 年 6 月に発表された。IASC においては、目下、意見のわかった金融商品の認識と測定に関する議論が行なわれている。⁽⁴⁾

わが国においてもこれら金融商品の取り扱いについて未整備な状況にある。

本稿では、こうした金融商品をめぐる議論を振り返ることにより今後の金融商品問題の展望の一助とすることを意図している。

2 金融商品の定義

まず、FASB 及び IAS で金融商品をどのように定めているか概観してみよう。

最初に FASB の定義をみてみよう。

FAS105 号に次のように定めている (para6, また FAS107(para3) に同じように定義している)。

①現金預金

②企業の所有主持分を表象するもの

③次の二つの要件を満たす契約

a. 第一の企業に対して

(1)第二の企業に対して現金預金又は他の金融商品を渡すか、あるいは、

(2)潜在的に不利な条件下で第二の企業と金融商品を交換する。

という契約上の義務を課すことである。

b. 第二の企業に対して

- (1) 第一の企業から現金預金又は他の金融商品を受取るか、あるいは、
 - (2) 潜在的に有利な条件下で第一の企業と金融商品を交換する。
- という契約上の権利を譲渡すること。

これらの定義に従った金融商品の例が付録Aに示されているので簡単に要約してみよう。

1. 現金預金

2. 企業の所有主持分を表象するもの

普通株式、優先株式、パートナーシップ契約、株式購入あるいは引受のワラント又はオプション

3. 現金の授受を伴う契約上の権利又は義務

(権利) 売掛金、受取手形、貸付金、債権

(義務) 買掛け金、支払手形、借入金、社債

4. 他の金融商品と交換する契約上の権利又は義務

金利スワップ

更に FAS 119 号で派生金融商品（ディリバティブ）について定義している（para5, 6）。

ディリバティブとは、先物、先渡、スワップ、又はオプション契約、又は、他の類似する特徴をもつ金融商品をいう。

類似する特徴をもつ金融商品として、オプションに類似するものとして次のものが示されている。金利キャップ又はフロアー、固定金利貸付契約、変動金利貸付契約、その他の変動金利商品。

先渡契約に類似する金融商品として、株式又は社債購入のための各種コミットメント、金利先渡契約、金利カラー、が示されている。

これに対して、ISA32 では金融商品を次のように定義している（para5）。

金融商品とは、一方の企業に金融資産を、他方の企業に金融負債あるいは持分商品を生じさせるあらゆる契約をいう。

金融資産とは、次のようなあらゆる資産をいう。

(a)現金預金

(b)他の企業から現金預金又は他の金融資産を受け取れる契約上の権利

(c)潜在的に有利な条件下で他の企業と金融商品を交換できる契約上の権利

(d)他の企業の持分商品

金融負債とは、次のような契約上の義務を負うあらゆる負債である。

(a)他の企業に現金又は他の資産を引渡す。又は

(b)潜在的に不利な条件下で、他の企業と金融商品を交換する。

持分商品とは、その企業の資産からその負債のすべてを控除した後の残余持分権を表象するあらゆる契約である。

貨幣性金融資産及び貨幣性金融負債（貨幣性金融商品ともいわれる）とは、固定又は算定可能な貨幣金額で受領又は支払いがなされる金融資産及び金融負債をいう。

また、IASでは、付録で具体的な金融商品を例示しているが、FASBの商品と基本的な同じ商品が示されている。

ただし、両基準で相違していると考えられるのは、コモディティー連動商品の扱いである。FAS105号のパラグラフ32は、「所有者が発行者から金融資産か又は物理的資産のいずれかを受取る権利を付与する契約は、現金で決済される可能性が高くとも関係なく金融資産の定義に該当しない」としている。これに対してIAS32号は付録Aで次のように示している。

①物的資産のみでの受け渡しで決済される契約（例えば銀のオプション、銀の先物又は先渡契約）は金融商品ではない。商品先物契約は、組織化された市場で取引され現金で決済されるとしても、実質的に基礎をなす商品の売買をしているので金融商品ではない（para A13）。

②金融資産又は負債に加えて非金融資産又は負債を生じるような契約もまた金融商品の定義に含まれる。そのような金融商品は、しばしば一方

の当事者に金融資産を非金融資産と交換するオプションを与える。例えば、石油連動債券は、所有者に定期的な一連の固定利払いと満期時に固定現金額を受ける権利を与えると共に、その元本額を石油の一定量と交換するオプションを与える。そのオプション行使することに関する債券保有者の意向は、構成資産の実質に影響を有しない。保有者に金融資産、発行者に金融負債であることは、その債券を金融商品とし、他のタイプの資産又は負債を生み出すこととは関係はない (para A16)。

このように IAS 基準では、一定の商品取引契約を金融商品としている点が FASB と相違していると考えられる。

3 金融商品の開示 (FASB 及び IAS)

ここでは、FASB 及び IAS においては開示 (ディスクロージャー) についてそれぞれどのように規定しているかを見てみよう。

(1) 金融商品の全般に係る開示

まず最初に FASB の開示についてどのように定めているかをみていく。基本的に FASB の開示要請はオフバランス項目に焦点が合わされていることである。

FAS 105 は次のような開示を要求している (para17)。

オフバランスリスクを伴う金融商品について財務諸表の本体かその脚注において、⁽⁵⁾ 金融商品のカテゴリー別に次の情報の開示をしなければならない。

- a. 額面金額又は契約金額 (それらがない場合には想定元本金額)
- b. 最低限、次の記述を含めた金融商品の性質及び条件
 - (1) それら金融商品の信用リスク及び市場リスク
 - (2) それら金融商品の現金の必要度
 - (3) APB No. 22 「会計方針の開示」の要件に従った関連する会計方針

さらに、FAS119は、オプション並びに、オフバランスとならないディリバティブ金融商品についても上記に準じた記載を求めている (para8).

また FAS119 は、本基準書で要求される開示は、派生金融商品を保有又は発行目的に従って次の二つに区分して開示することとされる (para9).

a. トレーディング目的 (公正価値で評価され、評価損益が損益計算書で認識されるディーリング及び他のトレーディング活動を含む。)

b. トレーディング以外の目的

そしてそれぞれの区分における開示要件を次のように定めている。

トレーディング目的派生金融商品の開示は次による (para10).

a. 期中の派生金融商品の公正価値の平均値 (資産と負債に分け期末額を含む)

b. トレーディング活動からの損益 (種類別、事業活動別、リスク別、或いはそれらの活動の管理と一貫した他のカテゴリーに区分した) 及びその損益の表示場所

トレーディング以外の目的の派生金融商品の開示は次による (para11).

a. 派生金融商品の保有・発行目的、その目的の背景、そのための戦略

b. 派生金融商品の種類ごとの財務諸表における表示方法及びそれら金融商品の認識、測定に関する方針の記述、認識されている時は、それら商品及び関連する損益が財務諸表で報告されている場所

これに対して IAS32 は、開示について次のように定めている (para47).

企業は、金融資産、金融負債及び持分商品について各種類ごとに、認識されているものも認識されていないものも双方とも、次のような開示を要する。

(a) 将来のキャッシュフローの金額、時期及び確実性に影響を与える重要な条件を含む、金融商品の範囲と性質に関する情報、及び

(b) 適用された認識基準及び測定基準を含めた、採用された会計方針及び方法

さらに、企業が保有又は発行する金融商品が潜在的に重要なリスクエクスポージャーを生じさせる時は次の開示を要する (para49).

- a. 元本、表面金額、額面金額、或いはその他の類似金額（想定元本額）
 - b. 満期日、期限終了日、行使日
 - c. 当事者のいずれかが有する早期決済オプション
- などいくつかの開示事項を定めている。

(2) リスクの開示

① 金融商品のリスク

金融商品のリスクにはさまざまなもののが考えられる。そこで FASB 及び IAS がそれらをどのように取り上げているかを見てみよう。

まず、FAS105 では次のように規定している (para7).

金融商品からの損失のリスクには、(a)他の当事者が契約条件に従って履行できないことから損失が生ずるかもしれない可能性（信用リスク）、(b)市場価格の将来の変化が金融商品を下落させるか一層負担となる可能性（市場リスク）、及び(c)盗難又は物理的損失のリスク、といったものが含まれる。

これに対して IAS32 ではリスクを次のように理解している (para43).

金融商品の取引において企業は、以下に述べる金融リスクの一つ又はそれ以上を自ら引き受けるか又は他の者に移転する。要求される開示は、認識されたもの及び認識されていない金融商品に関連するリスクの程度を評価するのに財務諸表の利用者に役立つ情報を提供する。

(a)価格リスク—価格リスクには三つのタイプがある：為替リスク、金利リスク、及び市場リスクである。

(i)為替リスクは、金融商品の価値が外国為替レートの変化により変動するリスクである。

(ii)金利リスクは、金融商品の価値が市場利子率の変化により変動するリスクである。

(iii)市場リスクは、金融商品の価値が、個々の証券あるいは発行者に特有の要因によるものであれ、市場で取引されるすべての証券に影響す

る要因によるものであれ、市場価格の変化の結果として変動するリスクである。

価格リスクという用語は、損失の可能性のみではなく、利益の可能性をも表わしている。

(b)信用リスク—信用リスクは、金融商品の一方の当事者が債務を返済できなくなり、そして他方の当事者に財務的損失をこうむらせるリスクである。

(c)流動性リスク—流動性リスクはまた資金調達リスクともいわれるものであり、金融商品に関連する約定を弁済するための資金調達の困難性に直面するリスクである。流動性リスクは、金融資産を公正価値に近い価格ですみやかに売却することができないことから生じるかもしれない。

(d)キャッシュフローリスク—キャッシュフローリスクは、貨幣性金融資産に関連する将来のキャッシュフローの金額が変動するリスクである。例えば、変動利付き債券の場合、そのような変動は、通常公正価値について対応する変化はなくて、金融商品の実効利子率の変化をもたらす。

このように、金融商品のリスクについてはIASの方が詳細に分析している。FASの方では、損失が生じるかもしれないというダウンサイドの側面のみを対象としている。

② 信用リスク

そこで、上記のリスクのうち、信用リスクからみていく。

FAS105では、オフバランス信用リスクを伴う金融商品について、企業は金融商品のカテゴリー別に以下の情報を財務諸表の本体か注で開示しなければならないとしている(paral8)。

a. 金融商品の当事者が契約条項に従った履行を完全には行なえず、担保又は他の保証があったとしても、無価値であることが明らかとなつたならば、その企業がこうむる損失額

b. 信用リスクのある金融商品をサポートするための担保又は他の保証を

要求する企業の方針、その担保又は保証への行使権に関する情報、及びその金融商品をサポートしている担保又は保証の性質及び簡単な説明さらに信用リスクの集中についての開示を次のように要求している(para20)。

すべての金融商品から生じる、すべての重要な信用リスクの集中は開示されなければならない。多数の当事者が類似の活動に従事し、経済的あるいはその他の条件の変化によって契約上の義務の履行能力に同じように影響を受けるような類似の経済的特徴を持っている時には信用リスクの集団的集中がある。重要な集中の各々について以下の開示を要する。

- a. その集中を識別する活動、地域、経済的特徴に関する情報
- b. 前記 18 項の a の情報
- c. 前記 18 項の b の情報

これに対して IAS32 号は次のように規定している。

企業は、金融資産の各種類ごとに、認識されたものもされていないものも含めて、信用リスクに対するエクスポージャーに関する情報を次の項目について開示しなければならない (para66)。

- (a)他の当事者が金融商品の債務の履行ができなくなった時に、担保の公正価値を考慮することなく期末日において、最大の信用リスクエクスポージャーを最もよく表す金額
- (b)重要な信用リスクの集中

③ 金利リスク

金利リスクに関しては FASB の方では格別の規定はおいていない。これに対して IAS32 は次のように規定している (para56)。

企業は、金融資産及び金融負債の各種類別に、認識されているものもないものも含めて、その金利リスクエクスポージャーに関する情報を以下について開示を要する。

- (a)契約上の金利更改日又は満期日のどちらか早い方、及び

(b)可能であれば、実効利子率

(3) 公正価値に関する開示

金融商品の開示の要請については、前節のリスクの開示と並んで公正価値に関する開示が求められているので本節でみておこう。

この問題については、FAS107で集中的に扱っており、そこでまず公正価値の定義をしている（para 5）。

金融商品の公正価値とは、強制的な売却或いは清算処分以外の自発的な当事者間での現在の取引において交換されるべき価額である。もし、ある商品について市場相場価格が利用できる時には、その商品について開示されるべき公正価値は、その商品の取引数量とその市場価格との積である。

そして開示すべき事項を次のように定めている。

- ・企業は、財務諸表の本体かその注記かで、その公正価値の見積りが実行可能である金融商品の公正価値を開示しなければならない。企業はまた、その商品の公正価値を見積るために用いた方法及び重要な前提についても開示を要する（para10）。

これらの開示は、トレーディング目的で保有され又は発行された金融商品（ディーリング及び損益計算書で評価損益と認識される公正価値により測定されたその他のトレーディング活動を含む）と、トレーディング以外で保有又は発行された金融商品とを区別して行なうことが必要である（FAS119, para15C）。

- ・利用可能な場合には、市場相場価格が金融商品の公正価値のベストの証拠である。もし、市場相場価格が利用不可能な場合には、経営者の公正価値の最善の見積りは、類似の特徴をもつ金融商品の市場相場価格にもとづくか、或いは評価技法（例えば含まれるリスクに対応した割引率を用いた将来の見積りキャッシュフローの現在価値、オプションプライシングモデル、又はマトリックスプライシングモデル）によってよいであろう（para11）。

- ・企業がある金融商品又はある種類の金融商品の公正価値を見積ることが実際的でない時には、次のような情報の開示が必要である（para14）。

a. その金融商品又はそうした種類の金融商品の公正価値の見積りに関する情報、例えば、簿価、実効利子率、満期日等。

b. 公正価値を見積ることが実際的でない理由。

ここで述べている公正価値の開示は、すべての金融商品（オンバランス・オフバランスを含めた）についての開示を求めていること（para 7），また、その開示は、トレーディング目的とそれ以外に区分した開示を要求していることに注意する必要があろう。

これに対して IAS では、ほぼ同様の開示を次のように求めている。

・企業は、金融資産及び金融負債の各種類ごとに、認識されているか否かを問わず、公正価値に関する情報を開示しなければならない。金融資産及び金融負債の公正価値を時間とコストの制約から十分な信頼性をもって決定することが実際的でない時には、その公正価値に関する原金融商品の主たる特徴に関する情報と共に、その事実が開示されなければならない（para 77）。

・十分な信頼性をもって公正価値を決定することが実際的でない場合には、公正価値情報の開示は省略される。その時には次のような情報が開示される（para 85）。

- ・簿価と公正価値との差異の程度の判断に資する情報

- ・省略の理由

- ・その金融商品の価値に関連した特徴の説明

- ・その商品の市場に関する情報

・企業は、一つ又はそれ以上の金融資産を公正価値を超える額で計上している時には、次の情報を開示しなければならない（para 88）。

(a) それら個々の資産又はそれら資産の適当なグループの簿価及び公正価値、及び

(b) 簿価と減額しない理由。

経営者が、その簿価が回復するであろうという信念の基礎を提供する証拠の性質を含む。

IASにおける公正価値の開示は、FASBと基本的な差異はないが、FASBのようにトレーディング目的とそれ以外に区分することは要求していない。

(4) 負債証券及び持分証券への投資の会計

負債証券及び持分証券の所有者側の会計処理及び表示をめぐっては、FAS115号が取り扱っている。他方IASでは、IAS32号ではふれておらずE48号で金融商品として金融資産及び金融負債を含めた認識・判定・表示を含めて議論されている。

そこで、ここでは、FAS115とE48を対照比較してみよう。

① 分類

FAS115は、公正価値が容易に決定される持分証券及びすべての負債証券への投資に関する会計及び報告の基準を確立する（para3）としており、それらを取得した時には、企業は、それら負債証券及び持分証券を、満期保有目的有価証券、売却可能有価証券、売買目的有価証券の三種類のいずれかに分類しなければならない（para6）としている。

これに対してE48では、次のように示している（para83）。

・金融商品は、標準測定基準のために、保有された目的に従い、以下のように分類される。

- ・満期まで又は長期保有目的
- ・ヘッジ目的
- ・満期保有又は長期保有及びヘッジ目的以外の目的

ここで両者の差異をみておくと、FAS115は、公正価値が容易に決定される持分証券ということで、公正価値が容易に決定されない非上場の株式などが対象外とされている。これに対してE48は、すべての金融資産及び負債ということで対象が大きく異なっている。

さらに分類についても、保有目的により三つに分類する点までは同じであ

るが、その分類の仕方が異なっている。この点は順次みていくこととする。

② 満期保有目的

FAS115 は、企業が、負債証券への投資についてそれら商品を満期まで保有するという積極的な意思と能力を持つ時にのみ、満期保有目的として分類され、貸借対照表で償却原価で測定される (para7) としている。

E48 では、当初認識の後、長期又は満期保有の金融資産及び金融負債は、当初認識された金額で貸借対照表で測定され報告される (para85)，としている。いずれも原価基準であることが示されている。

③ 売買目的有価証券（トレーディング目的有価証券）

FAS115 は、売買目的有価証券として次のように定めている (para12a)。

- ・近い将来に売却することを主たる目的として購入し保有される有価証券は、売買目的有価証券として分類しなければならない。トレーディングは、一般に活発で頻繁な売買を表しており、売買目的有価証券は、一般的に短期的な価格差で利益を得る目的で利用されている。
- ・これらの有価証券は、貸借対照表では公正価値で測定される (para12).
- ・売買目的有価証券の未実現保有損益は損益計算書の利益に含められる (para13).

これに対して IAS は、売買目的有価証券という区分を採用していない。

④ 売却可能有価証券

FAS 115は、売却可能有価証券につき次のように規定している。

- ・売買目的有価証券、或いは、満期保有有価証券として分類されない投資は、売却可能有価証券として分類されなければならない (para12b).
- ・これらの有価証券は、貸借対照表では公正価値で測定される (para12).
- ・売却可能有価証券（流動資産として分類されたものも含めて）の未実現保有損益は損益計算書の利益に入れず、それが実現するまでは、株主持分のな

かの独立区分として純額で報告されなければならない (para13).

これに対して IAS は、売却可能有価証券という区分を採用していない.

⑤ ヘッジ目的金融商品

E48 は、ヘッジ目的金融商品という区分を採用しているのでその内容をみていこう.

・金融商品は、次のような時にはヘッジとして会計処理されなければならない (para133).

(a)企業が価格変動損失リスクにさらされており、それをヘッジすべきポジションが特定的に識別されていること.

(b)その商品がヘッジとして特定的に指定されていること.

(c)ヘッジとして指定された金融商品の公正価値の変化と、ヘッジされるポジションの公正価値の反対方向への変化とが、高い相関関係をもっており、そこでヘッジ手段はヘッジとして有効であるということを、かなりの程度で確かめられうこと (即ち、ヘッジされるポジションから生ずる損失のリスクを実質的に取り除くか、又は、減らす).

・ヘッジとして会計処理されている金融商品の公正価値の変化による損益は、ヘッジされたポジションの公正価値の変化からの対応する損益が認識される時に、同時に損益計算書で認識されなければならない (para150).

ヘッジ会計に関しては、FASB 金融商品プロジェクトがこのたび、公開草案を公表しているので節を改めてみていこう.

4 FASB ディリバティブ会計基準の改訂案

このたび、FASB は、1996 年 6 月 20 日付で公開草案「ディリバティブ及び類似金融商品並びにヘッジ活動についての会計」を公表した.

この公開草案は、ディリバティブ及び類似金融商品並びにヘッジ活動についての会計及び表示の全般を対象としており、過去に公表された基準の廃

止、修正をも含むものとなっている。以下では、この公開草案の内容を要約して示してみよう。

(1) 金融商品の定義

従来 FASB では、前述のように商品取引契約を金融商品に含めない扱いをしてきていたが、今回の公開草案では従来の定義に次のような文言を追加することにより、これを次のように含める扱いに変えている (para248)。

金融商品の定義は、その所有者に、その金融商品か又は非金融商品 (nonfinancial commodity) の発行者から受け取るオプションを供与する商品に基盤をおく契約 (Commodity-based contracts) を含む。

さらに、ディリバティブ金融商品についての定義を次のようにしている (para6)。

- ・ディリバティブ金融商品とは、特定の事象の開始又はその発生時点で、その条件によって、その買い手 (又は売り手) に、原資産 (即ち、利率、価格指標或いは他のマーケット指標などが適用される。それらと関連づけられた金融商品、現物商品 (commodity)、他の資産、或いは他の特定の項目など) の価格の変動の全部又は一部に参加する権利 (又は義務) をもたらす金融商品をいい、そして、次に述べるものを除いては、その買い手又は売り手が、その原資産を所有する、或いは引渡しすることを要求しないものである。そのような原資産の所有又は引渡しを要求する契約が、もしも(a)その原資産が他のディリバティブである、(b)契約の終結を差金決済でのみできる市場 (よく整備された取引所のような) メカニズムとなっている、或いは、(c)その契約は、慣習的に、その原資産の価格の変動にもとづいて差金決済でのみ清算される、というようであれば、それはディリバティブ金融商品である。

さらに、この定義を補足する規定を次のようにおいている (para9)。

- ・もしも、その契約上要求されたいずれの期かのキャッシュフローの全部又は一部が、原資産の一つ或いはそれ以上の価格の変化に対して、そのよ

うな変化の結果に乗ずるかさもなくば、激化させるようなやり方で関連づけて決定されるような時には、6 項のディリバティブ金融商品の定義に適合しなくとも、この基準書が適用される。

今後、ディリバティブ金融商品及びこの節で述べられた商品の両者は、まとめてディリバティブと呼ばれる。

このような定義をうけて、現物商品 (commodity) の引渡しによって決済されるが、しかし現金での決済もまたできる契約は、それらの契約がしばしば他のディリバティブに類似した特徴をもっており、また、しばしば他のディリバティブと互いに交換的に利用されており、さらに、他のディリバティブと類似のリスクを示している、といったことから、この基準書の範囲に含まれられるべきであり、その決定は基準書 105, 107, 119 の範囲からの変更である、とされている (para67)。

(2) ディリバティブの認識とディリバティブ及びヘッジ対象項目の測定

ディリバティブの認識と測定を扱っており、従来ヘッジ会計についても繰延ヘッジ会計が支配的方法とされていたが、この利益、損失の繰延べ項目が資産・負債の定義を満足しないなど多くの問題点が指摘されてきていた。こうした批判意見に対する FASB の回答が今回の公開草案である。

- ・企業は、すべてのディリバティブを契約されている権利（或いは義務）による資産（又は負債）として貸借対照表で認識しなければならず、かつ、すべてのディリバティブは公正価値で測定されなければならない (para10)。

さらにディリバティブの損益の処理方法が次のように定められている (para11)。

- ・ディリバティブの公正価値の変化（即ち損益）の会計は、その意図された用途及びそれがヘッジ取引の一部として指示されているかどうかによる。

この基準書では、資産又は負債（ディリバティブ或いはヘッジ対象項目）の公正価値のある期における変化は、期初の公正価値と、資産を回収するのに受領された金額又は負債を決済するための支払いといったものに関連する公正価値の変化を除外するために調整をされた期末の公正価値との間の差異を指すこととなる。

- a. 公正価値ヘッジとして指定されたディリバティブに関しては、その損益は、その変化の期の損益計算書で認識されなければならない（ヘッジ対象資産又は負債の相殺される損益と一緒に）。
- b. キャッシュフローヘッジとして指定されたディリバティブに関しては、その損益は、他の包括利益の構成要素（損益計算書の外で）として報告されなければならない。そして、予測取引の予定日に損益計算書で認識されなければならない。
- c. 在外活動における純投資の外貨エクスポートのヘッジとして指定されたディリバティブに関しては、外国為替損益に等しい公正価値変動部分は、累積換算調整の一部として、他の包括利益（損益計算書の外で）の中で報告されなければならない。
- d. ヘッジとして指定されないディリバティブに関しては、その変化の期の損益計算書で認識されなければならない。

(3) ヘッジ会計

リスクに対応するために企業が行なうヘッジ活動を損益にどのように反映させるかをめぐっては多くの議論がなされてきたが、今回の公開草案は、ヘッジ会計を前節にみた通り、①公正価値ヘッジ、②キャッシュフローヘッジ、③外貨エクスポートヘッジ、の三区分として述べている。⁽⁷⁾

そこでそれらの内容を同草案でみていく。

① 公正価値ヘッジ

- ・企業は、資産又は負債或いはそれらの一部分（ヘッジ対象）の公正価値

における変化に対するエクスポージャーのヘッジとしてディリバティブを指定することがある (para12).

このヘッジのための基準として次のような条件が示されている (para12).

a. ヘッジ開始時点で、ヘッジ手段とヘッジ対象についての正式な証拠書類があること。

b. ディリバティブの利用は、その企業のリスクマネジメントの確立された方針に一致していること。

c. ヘッジ対象は、全資産又は負債の全部か割合として明確に識別されていること。

d. ヘッジ対象は、単独の資産又は負債（或いはその割合）であることも、或いは類似項目のポートフォリオであることもある。

e. ヘッジ対象が信頼できる測定可能な公正価値をもっていること。また、ディリバティブの公正価値の変化が、ヘッジの開始時点及び継続中においても、ヘッジ対象の公正価値の変化のすべてを実質的に相殺することを期待できること。

f. ヘッジ対象は、それぞれもし価格が変わると報告利益に影響を与えるようなエクスポージャーを示していること。

g. ヘッジ手段として指定されたディリバティブは、売建てオプションでないこと。

h. ヘッジ開始時点で、次の項で述べるキャッシュフローへッジの対象となっていないこと。

② キャッシュフローへッジ

・企業は、予測取引（ヘッジ対象取引）の変わりやすいキャッシュフローへのエクスポージャーのヘッジとしてディリバティブを指定することがある (para20).

予測取引は、企業に、期待キャッシュフローの変化、例えば、将来の売上げ、将来の仕入、或いは変動利付金融商品の将来の利子収入又は支払い、と

といったものと結びついた期待キャッシュフローの増減といったように、キャッシュフロー変化のリスクをもたらす。⁽⁸⁾

このヘッジのための基準として次のような条件が示されている (para20).

- a. ヘッジ開始時点で、ヘッジ手段と明確に識別されたヘッジ対象予測取引についての正式な証拠書類があること。
- b. ディリバティプの利用は、その企業のリスクマネジメントの確立された方針に一致していること。
- c. ヘッジ手段として指定されたディリバティプは、売建てオプションではないこと。
- d. 開始時点及び継続中においても、そのディリバティプは、ヘッジ対象取引のキャッシュフロー変化のすべてを実質的に相殺するような累積的ネットキャッシュフローをもつことが期待できること。
- e. その予測取引は、かなり確か (probable) であること。

③ 在外活動における純投資の外貨エクスポートジャーナーのヘッジ

・在外活動における純投資の外貨エクスポートジャーナーのヘッジとして指定されたディリバティプに関しては、ヘッジ手段の外国為替損益は、ヘッジするディリバティプが呼称されている通貨と機能通貨との間のスポットレートの変動に帰せられる機能通貨キャッシュフローの増減として決定される。在外活動の投資のヘッジとして指定されているディリバティプの外貨建取引損益は、基準書 No. 52 の 20 節に従って、換算調整と同じやり方で報告される (para28).

(4) 開 示

・ディリバティプを売り又は買いを行う企業は、その商品を売るか買う目的、それらの目的を理解するのに必要な背景、それらの目的を達成するための戦略といったものを開示しなければならない。それらの開示は、その企業がそれらディリバティプで何をやるかを投資家や

債権者に理解させるために、必要な時には、その額面額或いは契約金額を含めることが必要である。

その記述は、公正価値ヘッジとして指定されたディリバティブ、キャッシュフローヘッジとして指定されたディリバティブ、在外活動の投資の外貨エクスポートのヘッジとして指定されたディリバティブ、及びその他すべてのディリバティブについて区別して行なうことが必要である (para31)。

さらに関示については、各ディリバティブごとに詳細な開示要件が示されている (para31a~d)。

(5) 改廃される基準書

今回の提案された基準書は、過去に出された多くの基準書の改廃を行なうものとなっている。それらの概要は、公開草案の附録 c によれば次のようである。

1. 廃止される基準書 (para239)
 - a.FAS No. 80 先物契約の会計
 - b.FAS No. 105 オフバランスシートリスクを伴った金融商品及び信用リスクの集中を伴った金融商品に関する情報の開示
 - c.FCS No. 119 ディリバティブ金融商品に関する開示と金融商品の公正価値

2. 修正される基準書

今回の公開草案に合致させるための修正が次の各基準書について提案されている。

- ①FAS No. 52 外貨換算 (para240)
- ②FAS No. 77 債還請求権付受取債権の譲渡に関する譲渡者の報告 (para241)
- ③FAS No. 60 保険会社の会計と報告 (para242)
- ④FAS No. 95 キャッシュフローステートメント (para243)

⑤FAS No. 107 金融商品の公正価値に関する開示 (para244)

今回の公開草案に合致させるための修正の他に次のような改正を提案している。

①FAS105 の para20 に規定していた “すべての金融商品の信用リスクの集中に関する開示” をほぼ全文をこの No. 107 に移しかえている (15A)。

②従来 FAS105 及び 119 で要請していた開示が、それらの基準書の廃止により新たに規定することが要請され、内容も改められて、次のように規定された。

・すべての金融商品のマーケットリスクに関する奨励される開示
15C.——企業は、市場リスクを管理し調整する方法と一致する金融商品の市場リスクに関する量的情報を開示することが奨励されるが、それらは要求されるものではない。

15D.——15C で奨励される量的情報の適切な方法は、企業ごとに異なり、そして、経営手法や管理技法が進化するにつれて時間と共に進化していくであろう。

可能な方法は、次のような開示を含む。

(a)現在の状態に関するより一層の詳細及び当期中の起こりうる活動状態

(b)いくつかのあり得る市場価格変化の包括利益（又は純資産）又は純利益への仮定的な影響

(c)金利の更改日又は満期日のギャップ分析

(d)金融商品の持続期間

(e)期末のデイリバティブル及びその他のポジションからのバリュー・アト・リスク（最大予想損失額）及び当期中の平均のバリュー・アト・リスク

このリストは、完全に網羅しているわけではない。そこで企業は、量的情報と報告するその他の方法を発展させることが奨励さ

れる。

ここでは、FAS105 で要求していた額面額又は契約金額（或いは想定元本額）といった具体的開示の要求をしていない。ただし、公開草案 para31 で額面額、契約金額の開示を求めており、しかし、想定元本についての言及は、今回の草案では全く言及されていない点が注目される。

- ⑥FAS No. 113 短期及び長期契約の再保険に関する会計及び報告
(para245)
- ⑦FAS No. 115 特定の負債証券及び持分証券への投資の会計処理
(para246)
- ⑧FAS No. 124 非営利組織により保有されている投資の会計(para247)

5 FASB の金融商品問題への最近の対応

(1) 包括利益の制度化

今回のディリバティブ金融商品の公開草案において、キャッシュフローへッジ並びに外貨エクスポージャーへッジに関する未実現損益は、包括利益で報告するとしている (para11)。キャッシュフローへッジに関しては、予測取引予定日に実現したものとして損益計算書で認識することとしている。

このように、公正価値に変動があったが、従来の会計基準では未実現と解されていた部分の変動を包括利益で表現しようとしている。同様の例は、FAS115の売却可能有価証券の評価益についてもみられる (para13) ことは前述の通りである。

そこで FASB は今回 6 月 20 日付で「包括利益の報告」の公開草案を公表し、包括利益の取扱いを体系化しようとしている。

同草案では、今まで包括利益を規定してきた基準として、FAS No. 52 外貨換算、No. 80 先物契約の会計、No. 87 事業主の年金会計、No. 115 債務

AB 株式会社

損益及び包括利益計算書

19X7 年 12 月 31 日終了年度

(単位千円)

売上	100,000
費用	(18,000)
その他の損益	6,000
有価証券売却益	<u>1,500</u>
税引前営業利益	89,500
税金費用	(22,350)
異常損益及び会計方針変更の累積的影響前利益	67,150
異常損益（税引後）	<u>(20,000)</u>
会計方針変更の累積的影響前利益	47,150
会計方針変更の累積的影響額（税引後）	<u>(1,800)</u>
純利益	45,350
その他の包括利益	
外貨換算調整（税引後）	5,700
有価証券の未実現利益	
当期発生の未実現保有利益（税引後）	9,300
控除：組替調整（税引後），純利益に組入れられた利益対応分	<u>(1,100)</u>
最低年金債務調整（税引後）	<u>8,200</u>
その他の包括利益	<u>12,100</u>
包括利益	<u>57,450</u>

普通株 1 株当たりの利益

異常損益及び会計方針変更の累積的影響前利益	11.25 円
異常損益	(3.36)
会計方針の累積的影響額	<u>(0.30)</u>
純利益	<u>7.59 円</u>
包括利益	<u>9.63 円</u>

AB 株式会社
持分変動計算書

19X7 年 12 月 31 日終了年度

(単位千円)

その他の包括利益累積額

	普通株 資本金	有価証券の 未実現利益				最低年金 債務調整	合計
		利益剰余金	外貨項目	未実現利益	債務調整		
期首残高	428,560	56,100	(360)	18,200	0	502,500	
純利益		45,350					45,350
その他の包括利益			5,700	8,200	(1,800)	12,100	
	<u>428,560</u>	<u>101,450</u>	<u>5,340</u>	<u>26,400</u>	<u>(1,800)</u>	<u>559,950</u>	

AB 株式会社

貸借対照表

19X7 年 12 月 31 日終了年度

(単位千円)

資産

現預金	107,000
売掛金	125,000
売却可能有価証券	80,000
有形固定資産	703,700
資産合計	<u>1,015,700</u>

負債

未払金	80,300
未払費用	56,600
年金債務	91,450
支払手形	227,400
負債合計	<u>455,750</u>

持分

普通株資本金	428,560
利益剰余金	101,450
その他の包括利益累積額	
外貨項目	5,340
有価証券の未実現利益	26,400
最低年金債務調整	(1,800)
その他の包括利益累積額合計	<u>29,940</u>
持分合計	<u>559,950</u>
負債持分合計	<u>1,015,700</u>

証券及び持分証券における一定の投資の会計、をあげている。今回のディリバティブ金融商品公開草案により No. 80 が取って代わられることとなる。

今回の包括利益草案では、包括利益をどのように報告し表示するかを扱うが、それらをいつ認識し、どのように測定するかは、前記のような会計基準により与えられるとされる (para7)。

包括利益は、株主以外の源泉からの取引、その他の事象、状況によりもたらされる持分（純資産）の変化と定義され、それは、株主からの投資或いは株主への分配を除く持分のすべての変化を含む (para8)。

「包括利益」という用語は、純利益を含めた包括利益のすべての構成要素の合計を指し、「その他の包括利益」はそのうち純利益を除いたものと定義して用いている (para10)。

その他の包括利益に含められた項目はその性質に従って分類しなければならないとされ、例として外貨項目、最低年金債務調整、投資の未実現損益が示され、新しい会計基準により追加されようとしている (para17)。

未実現損益のように、過去の期の包括利益に含められていたものが実現して当期の損益に計上されるような包括利益への二重計上を避けるため、組替調整を行なうこととされている (para18)。このような包括利益から純利益へ戻し入れる会計はリサイクリングモデルといわれている。

いま、包括利益にもとづく損益計算書及び貸借対照表を、同公開草案の附録の例にならって示しておこう。この例では、損益と包括利益を結合させて一表としているが、それぞれ損益と包括利益を別の計算書で表す例も同附録には示されている。

このように、包括利益を使う計算体系は、英国で総認識利得・損失計算書 (statement of total recognised gains and losses; FRS No. 3, para27) として制度化されており、また、IAS でもこの 7 月に E53 「財務諸表の表示」⁽⁹⁾ が公表され、そこでは「非株主取引による変動計算書」(Statement of non-owner movements in equity) と呼ばれ、有形固定資産の再評価に伴う評価損益、在外子会社等の財務諸表の換算に伴う為替換算調整の変動等が対象として考えられて

いる。

このように、資産負債の公正価値評価により算出される評価損益を実現した純利益に反映させる部分と、未実現と考えられる保有損益を収容する包括利益部分とに分けて考える方法が大勢となってきていると考えられる。

(2) 金融商品の認識と除去

金融商品の認識と除去の問題については、IAS で論じられていたが、FASB では慎重な検討がなされていた。この 6 月に FASB は、基準書 No. 125 号「金融資産の移転とサービシング及び債務の消滅に関する会計」を公表し、認識と除去の問題に一定の方向が示された。そこで、まず IAS No. 48 の見解を示し、次に FASB がどのように解決していこうとしているかをみていこう。

① IAS. E48 号の見解

金融商品及び金融負債の認識については次のように規定している (para19)。

・金融資産及び金融負債は企業の貸借対照表で、次のような場合に認識されなければならない。

(a)資産又は負債にかかる実質的にすべてのリスクと便益 (rewards) がその企業に移転し、かつ

(b)その企業の資産の原価又は公正価値、或いは、引き受けられた債務の金額が信頼性をもって測定されること。

また、認識の除去に関しては次のように規定している (para27)。

・認識された金融資産又は金融負債又は次のような場合に、その企業の貸借対照表から除去されなければならない。

(a)資産と負債にかかる実質的にすべてのリスクと便益が他の者に移転し、保持されるいかなるリスクと便益の公正価値が信頼性をもって測定されうこと。又は、

(b)基となっている権利又は義務が行使されるか、免除されるか、又は取り消されるか、或いは期限が満了した時。

リスクと便益の保持から生じる金融資産及び金融負債は、パラグラフ19に従って認識されなければならない。

② FAS No. 125 の内容

上にみたような IAS のリスクと便益の実質的にすべての移転という考え方では、最近の金融市場の革新に十分対応できないとして表明されたのが今回の基準書である。

そこで、その内容の主なものを次にみておこう。

・金融資産の移転に関する会計の目的は、その取引の当事者である各企業は、

その企業がコントロールしている資産のみを認識し、又、その企業が負っている負債のみを認識すること、及びコントロールが引き渡された時のみ資産の認識を中止し、そして、負債が消滅した時のみ負債の認識を中止する、

ということを審議会は結論づけた。

売却及びその他の移転は、しばしば、金融資産及び金融負債をその構成部品 (components) への分解ということとなり、それは、分離した別個の資産や負債となるのである。例えば、企業がその所有する資産の一部を売却すると、その留保された部分は、売却された部分から分離した別個の資産となり、代わりに得られた資産とも別個のものとなるのである (para 5)。

・従前の会計基準は一般的に、譲渡された金融資産を全部そろって完全に売却されるか又は完全に保持される、というように不可分の単位 (inseparable unit) として会計処理することを要求していた。そのような基準は適用するのが困難であり、一貫しない恣意的な結果を作り出したのである (para 7)。

・従来の会計基準は、金融市場における近年の革新に適合していなかった。近年において金融市場に出現してきた複雑に発展したものの多くを研究した後で、審議会は、各金融資産を分割できない単位 (indivisible unit) とみる従来のアプローチは、金融資産の移転とサービスング及び負債の消滅を扱うのには、発展して一貫し、かつ操作可能な会計基準の適切な基礎を提供するものではない、と結論した。

そのような問題を適切に首尾一貫して取り扱うために、審議会は、この基準書の基礎として、コントロールに焦点を合わせ、そして、金融資産や負債は多様な構成部品 (components) に分割されることができるということを認める “金融構成部品アプローチ (financial-components approach)” を採用することを決定した (para8)。

(金融資産の移転)

・移転者が、金融資産へのコントロールを引き渡すような金融資産の移転（その金融資産の全部又は一部分）は、移転された資産の受益権以外の対価が代わりに受け取られる範囲で、譲渡として処理されなければならない。移転者は、次のような条件のすべてがみたされた時のみ、移転された資産へのコントロールが引き渡されているのである (para9)。

a. 移転された資産が移転者から隔離されている。

b. (1) 各譲受人が、移転された資産を交換したり担保に入れる、といった権利を得ていること、又は

(2) 譲受者が、資格を付与された特別目的企業であり、その企業の受益権の保有者が、それらの持分を交換したり担保に入れるといった権利を持っていること。

c. 移転者が、移転された資産について次のような協定を通じて実質的なコントロールを維持していないこと。

(1) 満期以前にそれらを移転者が買い戻す権利を与える、義務づけるという協定

(2) 他では容易に得られないような移転された資産を、移転者が買い戻

- す権利を与えるような協定
- ・譲渡として会計処理すべき上記の条件を満足させる資産の移転の完了により、移転者（売手）は次のことをする。
 - a. 売却されたすべての資産の除去（認識の中止）
 - b. 譲渡の対価として得られた資産及び負担した債務のすべての認識
 - c. 最初に得られた資産及び負担した債務の公正価値による測定
 - d. 売却損益の損益計算書での認識
 - 譲受人は、得られた資産及び負担した債務のすべてを認識し、最初にそれらを公正価値で測定する（paral1）。

（負債の消滅）

- ・債務者は、債務が消滅した時のみ負債の認識を中止しなければならない。負債は、次のような条件のいずれかに適合すれば消滅している。
 - a. 債務者が債権者に支払いをし、それによって負債の義務から解除される。
 - b. 債務者は、裁判所か又は債権者によって、負債の第一次債務者であることから法的に解放される。

このように FASB は、コントロールの有無によって資産の認識と中止を識別しようとしている。

（3）その他

FASB の一連の改正事項及び改正案を検討してきたが、上にみた以外に気づいた点をあげれば次のようである。

① トレーディング区分の弱体化

トレーディング目的の区分の開示制度は、SAS115 号「特定の負債証券及び持分証券への投資の会計」でトレーディング・セキュリティーズ（売買目的有価証券；paral2a）として規定され、さらにこの区分を、FAS119 号で、金融商品の公正価値を開示する時は、トレーディング目的とそれ以外に区分

することを求め (FAS119, para15c), 又, ディリバティブ金融商品の開示についても, トレーディング目的とそれ以外に分ける (FAS119, para9) よう求めている.

しかし, 今回 6 月 20 日の「ディリバティブ公開草案」では, FAS No. 119 を廃止する (同草案 para239) としており, 結果的にトレーディング区分は, 有価証券への投資区分のみで残ることとされている. トレーディング区分が新しい基準の下では重要性がうすれているといえよう.

② 金融商品基準の重点

IAS での作業は, 金融商品全般を対象とする包括的基準をめざすとされる¹⁰⁾. これに対して FASB の現在までの基準は, 主としてディリバティブに重点がおかれ, その他の金融商品に関連する基準はこれから問題であるようと思われる.

6 わが国の金融商品問題への対応

(1) 金融機関等への時価基準の導入

平成 8 年 6 月 21 日に成立した「金融機関等の経営の健全性確保のための関係法律の整備に関する法律」により, 銀行等の金融機関並びに証券会社の行なうトレーディング業務に時価法が導入された. ここでいう, トレーディング業務とは, 株式・債券等の現物及び先物・オプション等ディリバティブ商品等について, 市場価格の変動を前提に短期的に売買を繰り返し収益を上げる活動¹¹⁾, といわれ, 法律では「特定取引勘定」として大蔵大臣の認可を受けることとされており, 結果的に任意適用とされる.¹²⁾

このようなトレーディング業務による現物・ディリバティブ商品をすべて時価評価し, その評価損益は当期純利益の計算に含められるが, しかし, 配当の計算に際しては, 純資産額からトレーディングによる未実現の評価益を

控除する（銀行法第17条の2、4項等）こととして配当制限を行なっている。このような時価法の導入は世界の大勢に対応するものであると共に、健全なリスク管理体制の確立が期待されているといえよう。

(2) 時価情報の開示

前記の金融機関への時価基準の導入につづいて、時価情報の開示を大巾に拡充する改正が平成8年7月3日付の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則及び同取扱要領の改正」により示された。

そこでは、従来開示していた時価情報が不完全であったとして、開示対象をすべてのディリバティブ商品に広げると共に、その時価情報の信頼性を高めるために監査対象に含める扱いとされている。

さらに開示される情報についても、ディリバティブ取引の定性的な情報として、取引の内容、取引に対する取組方針、利用目的、取引に係るリスクの内容、リスク管理体制、等を記載することとされている。さらに定量的な情報として、契約額又は想定元本額、時価及び評価損益額、などの記載が求められている。

また、時価についても、これまで上場されているものに限定されていたが、今後は店頭取引を含む全取引について開示対象としている。店頭取引についてどのように時価を算定するかが問題となるが、当面は、契約をした金融機関又は証券会社等から提示された価格等によってよいとされている。¹⁴⁾

(3) 今後の対応

わが国の金融商品に対する当面の対応をみてきたが、今後どのように対応するかについての報道がなされている。それによれば、短期売買目的有価証券並びにディリバティブ商品に時価会計を導入する方針と伝えられ、2年程度の審議期間を経て実施する旨が報じられ、又、企業会計審議会も特別部会の下に金融商品委員会が設けられて検討されることである。

すでに時価会計は、世界の大勢となっており、IASを含めて広く採用さ

れ又、企業のリスク管理の観点からも時価基準が求められており、今後は、時価をどの範囲の資産まで認識していくか又、オンバランス化するかが論点となろう。又、時価主義をとった場合の未実現評価益を損益計算書に反映させるのか、包括利益概念を採用し損益計算外とするのかも論点となろう。これも世界の大勢は包括利益に向かっているといえよう。わが国の外貨建基準における為替換算調整勘定なども企業会計審議会の改正の説明では、資産、負債の総合的調整のための勘定といわれるが、会計の理論からは資産負債概念に全く入らないものであり、むしろ株主以外からの損益とする包括利益に含める FASB の考え方の方が理論的に一貫しているように考えられる。

さらに基本的視点として考えなくてはならないのは、国際資本市場が急速に一体化しており、国際資本市場からみて透明な会計基準が求められている、ということである。昨年来の国際資本市場におけるジャパン・プレミアム問題は、日本市場の不透明性への直接のシグナルであり、さらに国際資本市場からみて不透明な市場には資金の流入がないだけでなく大規模な資本の撤退もありうるのである。時価情報の拡充に踏み切った報道も欧米の投資家離れによる資本市場の衰退、ひいてはわが国の国際競争力の低下を報じている。

このように、今後の金融商品の会計基準問題を考える時、既存の国内の法体系にしばられた会計基準では国際的孤立化の方向となりうるので、会計基準を取り巻く証券取引法、商法、税法といった法体系もグローバルスタンダードに合わせる改正が強く望まれるのである。

[注]

- (1) ディリバティブ取引等金融取引をめぐっては多くの事故が報道されているが、その主なものを例示すれば次の通りである。

取引主体	損失額(億円)	取引内容	発覚時期
昭和シェル	1,653	為替先物	93年2月
(米)オレンジ郡	1,450	仕組み債	94年12月
(英)ペアリングス証券	1,300	株式先物	95年2月

- | | | | |
|------|-------|-----|--------|
| 大和銀行 | 1,100 | 米国債 | 95年 9月 |
| 住友商事 | 1,950 | 銅先物 | 96年 6月 |
- (2) 古賀智敏『ディリバティブ会計』森山書店, 1996年, 28頁.
- (3) 古賀智敏, 同上書, 29頁. FAS No. 125, 前文.
- (4) 坂本道美「IASC 金融商品起草委員会報告」JICPA ジャーナル, No. 486, 98 頁. No. 490, 92 頁, No. 492, 92 頁. No. 494, 64 頁.
- (5) FAS119, para14b により, class (種類) より category に修正されている.
- (6) 古賀智敏, 前掲書, 149頁.
- (7) 大塚宗春「ヘッジ会計の現状と課題」企業会計, '96, Vol.48, No. 1, p.57-64.
- (8) FASB "STATUS REPORT" No. 161-A, MAY 6, 1996, 5 頁.
- (9) IASC E53, Presentation of Financial Statements. para101~102, "Statement of Non-owner Movements in Equity".
- (10) 坂本道美, 前掲書, No. 486, 98 頁.
- (11) 貝塚正彰「証券会社のトレーディング業務への時価法の導入についての概要」企業会計, '96, Vol. 48, No. 4, 114~115 頁.
- (12) 銀行法第 17 条の 2, 証券取引法第 56 条の 2, などに規定されている.
- (13) 財務諸表等の用語, 様式及び作成方法に関する規則, 第 8 条の 8, 1 項.
- (14) 財務諸表等の用語, 様式及び作成方法に関する規則取扱要領, 第 24 の 24.
- (15) 日本経済新聞「一般企業にも時価会計」, 1996 年 6 月 21 日朝刊.
- (16) 企業会計審議会「外貨建取引等会計処理基準改訂案についての説明」JICPA ジャーナル, No. 477, APR., 1995, 77 頁.
- (17) 日本経済新聞「時価情報全商品で開示」, 1996 年 7 月 3 日朝刊.